

電子契約及び電子保証の運用開始について

令和8年10月1日以降に入札公告又は指名を通知する建設工事及び建設コンサルタント等業務について、広島県が運用する電子契約システムの共同利用を開始します。

また、契約保証及び前払金保証の保証書についても、電子保証に対応することとし、契約締結に伴う一連の手続のデジタル化を図ります。

関連する内容

1 電子契約及び電子保証の運用開始について

2 契約保証及び前払金保証の電子化について

3 電子契約実施要領の制定

4 契約約款の一部改正について

電子契約及び電子保証の運用開始について

令和 8 年 1 0 月 1 日以降に入札公告又は指名を通知する建設工事及び建設コンサルタント等業務について、広島県が運用する電子契約システムの共同利用を開始します。

また、契約保証及び前払金保証の保証書についても、電子保証に対応することとし、契約締結に伴う一連の手続のデジタル化を図ります。

1 運用開始日

令和 8 年 1 0 月 1 日

2 対象案件

建設工事及び建設コンサルタント等業務

ただし、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に入札公告又は指名を通知する案件のうち、受注者が電子契約を希望した案件

3 電子契約のメリット

- (1) 契約書・提出書類の印刷・製本、押印などの事務作業の削減
- (2) 契約締結のために呉市役所への来庁に要する時間の削減
- (3) 交通費や印紙税など、契約手続に係るコストの削減
- (4) 電子化による契約書等の保管・管理の効率化

4 電子契約の方法

(1) 申請方法

落札決定の連絡の際に、契約方法の意向を確認します。電子契約を希望する場合は、翌日までに、呉市契約課ホームページの様式集（通常）に掲載の「電子契約意向確認書」をメール又は F A X で提出してください。

(2) ログイン I D

呉市における電子契約システムへログインするための I D（1 0 桁）は、次のとおりです。

建設工事：建設業許可番号（頭に” 00” を付けて 1 0 桁としてください。）

建設コンサルタント等業務：電子入札システムの企業 I D（1 0 桁）

※広島県の設定する I D（8 桁）とは異なります。また、パスワードについても本市用に設定が必要となります。

※ I D については、電子契約締結時にご説明します。

(3) 建設リサイクル法第 12 条・第 13 条に関する書類の提出

電子契約を締結する案件のリサイクル関係書類については、電子契約システムの「データ送受信機能」を使用して提出することとなります。操作方法については、呉市契約課ホームページへ掲載予定の、データ送受信機能のマニュアルをご覧ください。

(4) 契約図書のアップロード

電子契約を締結する案件の約款、設計図書及び図面等については、電子契約システムにアップロードします。システムでのデータ保管期間は、契約期間終了後 10 年間です。電子契約を締結した案件については、アップロードした契約図書は書面での交付はいたしませんので、必要に応じてデータを保存してください。

4 契約保証及び前払金保証の電子保証対応

契約保証及び前払金保証の保証証書が電子証書による提出が可能になります。電子証書を利用する場合は、電子証書閲覧用の「認証キー」等がわかるものを提出してください。

なお、書面の保証証書等も引き続き利用可能です。

※詳しくは、「契約保証及び前払金保証の電子化について」を確認してください。

5 請求書等の取り扱いについて

電子契約を締結した案件については、電子契約システムの「データ送受信機能」を利用して請求書等を提出することができます。

なお、メール等での提出は受け付けておりませんので、データ送受信機能を使用しない場合又は紙契約の場合は、従前どおり前払金の請求は契約課窓口へ、部分払いや完成払いの請求は工事担当課へ提出してください。

(参考)

- ・ 広島県電子契約システムポータルサイト
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/hiroshima-denshikeiyaku-kensetsu-sw.html>
- ・ メールアドレスについてのお知らせ
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/1139363_9765981_misc.pdf
- ・ パスワード設定など電子契約システムを使うための手順
呉市契約課ホームページへ掲載の「受注者マニュアル（電子契約システム）」をご覧ください。

電子契約意向確認書

年 月 日

呉 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次の案件に係る契約手続きについて、電子契約を希望します。

工事（業務）名：_____

※ この様式の提出により、建設工事等の広島県電子契約サービス利用者基本規約に同意したものとします。
また、建設工事請負契約の場合は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

1 契約保証金の納付方法（※ 契約保証を要する場合のみ）

	契約保証金（現金）の納付
	金融機関の保証
	保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）の保証
	公共工事履行保証証券による保証
	履行保証保険契約の締結
	その他（ ）

※ 契約保証を要する場合は、選択する納付方法の欄に○を記入してください。

2 契約締結希望日

令和 年 月 日

※ 落札決定から7日（土日祝日及び12/29～1/3、4/30～5/2を除く。初日参入。以下同じ。）以内の日付でご記入ください。

※ 空欄の場合、落札決定から7日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

3 電子署名承認用メールアドレス

@

※ 電子署名の承認のために発行されるワンタイムパスワードの送付先メールアドレスをご記入ください。

◎ ワンタイムパスワードの送付以外の電子契約システムからのお知らせ（電子署名の依頼等）は、資格審査システムに登録されたメールアドレス（契約締結を行う営業所等のメールアドレス）に送付させていただきます。

※提出先 呉市財務部契約課 メール：keiyaku@city.kure.lg.jp F A X : (0823)32-6978

契約保証及び前払金保証の電子化について

建設工事及び建設コンサルタント等業務において、これまで書面で提出することとしていた契約保証及び前払金保証に係る保証証書に関して、令和8年10月1日から電子証書等による提出を可能とします。

1 電子保証の対象案件

令和8年10月1日以降に契約を締結する建設工事及び建設コンサルタント等業務
なお、書面の保証証書などによる手続きも引き続き可能です。

2 対象となる保証証書

(1) 契約の保証

保証事業会社（西日本建設業保証株式会社など）による契約保証証書
損害保険会社による履行保証保険証書または公共工事履行保証証券

(2) 前払金保証（中間前払金を含む）

保証事業会社（西日本建設業保証株式会社など）による前払金保証証書

3 対象となる取扱保証機関

(1) 保証事業会社

西日本建設業保証株式会社，東日本建設業保証株式会社，
北海道建設業信用保証株式会社

(2) 損害保険会社（8社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社，A I G 損害保険株式会社，
共栄火災海上保険株式会社，損害保険ジャパン株式会社，
大同火災海上保険株式会社，東京海上日動火災保険株式会社，
日新火災海上保険株式会社，三井住友海上火災保険株式会社

4 提出方法

(1) 保証事業会社による保証の場合（契約保証，前払金保証）

ア 契約保証（落札決定後）

電子保証の手続きを行い，保証事業会社から発行された「電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ」を電子メールに添付し送信してください。

送信先：呉市契約課 keiyaku@city.kure.lg.jp

送信時のメールの件名：【契約保証】〇〇工事（業務）

※電子化された保証書をメールで提出することはできません。

※電子契約を締結する場合，電子契約システムにより提出してください。

イ 前払金保証（契約締結後）

(ア) 電子保証の手続きを行い，保証事業会社から発行された「電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ」を電子メールに添付し送信してください。

送信先：呉市契約課 keiyaku@city.kure.lg.jp

送信時のメールの件名：【前払金保証】〇〇工事（業務）

※電子化された保証書をメールで提出することはできません。

(イ) 「前払・部分払の請求について」及び「請求書」に記入・押印の上，契約課へ提出してください。

※電子契約を締結した案件の場合，(ア)・(イ)は電子契約システムのデータ送受信機能を使用して提出することができます。なお，電子契約システムで提出する場合，(イ)は押印不要です。

(2) 損害保険会社による保証の場合（契約保証のみ）

ア 契約保証（落札決定後）

保証証券等確認システムより通知された「閲覧用URL」と損害保険会社より通知された「閲覧用パスワード」を電子メールに添付し送信してください。

送信先：呉市契約課 keiyaku@city.kure.lg.jp

送信時のメールの件名：【契約保証】〇〇工事（業務）

※電子契約を締結する場合，電子契約システムにより提出してください。

5 電子証書などの手続きについて

電子証書の手続きについては，各保証機関（保証事業会社，損害保険会社）へ問い合わせてください。手続きに時間を要する場合がありますので，事前にご確認ください。

(参考) 保証方法ごとの取扱いについて

1 書面による契約の場合の提出方法

区分	提出書類等
契約保証金の納付	納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書兼領収証書（原本を持参し、契約課において複写する）
金融機関等の保証	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書又は保証証書
西日本建設業保証	西日本建設業保証が交付する保証証書※
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券※
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券※

※ 電子証書等閲覧サービスを利用する場合は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を提供すること。

2 電子契約の場合の提出方法

区分	提出方法
契約保証金の納付	納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書兼領収証書の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出
金融機関等の保証	○電子証書等の場合 電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報（PDFファイル）を電子契約システムにより提出 ○紙の保証書等の場合 保証書等の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参
西日本建設業保証	
公共工事履行保証証券による保証	
履行保証保険契約の締結	

3 変更契約時における契約保証の取扱い

保証の種類	工期	金額変更率	
		(30%未満)	(30%以上)
契約保証金の納付	不要	不要	必要
金融機関等の保証	必要	不要	必要
西日本建設業保証	不要	不要	必要
公共工事履行保証証券による保証	必要	不要	必要
履行保証保険契約の締結	必要	不要	必要

※金額変更率は（変更後請負代金額－変更前請負代金額）／変更前請負代金額により算出した割合

呉市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、電子署名を行うことにより締結する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量及び工事に関する設計、調査その他建設コンサルタント等業務をいう。以下同じ。）の契約（以下「電子契約」という。）の実施について、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約システム 建設工事等の電子契約並びに契約図書及び様式等（以下「契約図書等」という。）の保管・保存を行うシステムをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 契約図書 電子契約により作成する契約書（契約約款等を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 様式等 契約約款等に基づく受発注者間で授受される書類等をいう。
- (5) 契約合意情報 電子契約システムから出力する契約日、受発注者名、契約合意状況が記載された帳票をいう。

(電子契約の対象)

第3条 電子契約は、建設工事等に係る契約（随意契約を除く。）のうち、市長が適当と認めるもの（以下「電子契約対象案件」という。）について行う。ただし、契約の相手方が電子契約システムの利用について承諾しないものを除く。

- 2 電子契約対象案件については、入札公告又は指名通知の際に、その旨を明示する。なお、原則として、電子入札を行う建設工事等は、電子契約対象案件とする。
- 3 第1項ただし書の規定により相手方が承諾しないもの及び、第12条又は第13条の規定により紙契約へ移行した契約は、以後、契約に変更があった場合は紙契約とする。

(電子契約システム利用時の認証)

第4条 電子契約システムの利用にあたっては、IDとパスワードにより認証を行う。

(電子契約システム利用の承諾)

第5条 契約の相手方は、電子契約を希望する場合は、電子契約意向確認書（様式第1号又は第2号）（以下「意向確認書」という。）を、落札決定の日の翌日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日まで及び12月29日から31日までに当たるときは、その翌開庁日）までに、提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 意向確認書により契約の相手方が電子契約を希望した場合は、次のとおり契約を締結する。

- (1) 市長は、案件の概要等を電子契約システムに登録し、契約の相手方に契約に必要な書類の提出を依頼する。
- (2) 契約の相手方は、契約保証金の納付に係る書類、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る書類等、契約に必要な書類を電子契約システムにアップロードする等の方法により提出する。
- (3) 市長は、前号により提出された書類を受領し、内容を確認の後、契約図書を電子契約システムにアップロードし、契約の相手方に電子署名を依頼する。
- (4) 契約の相手方は、アップロードされた契約図書の内容を確認し、電子署名を行う。
- (5) 市長は、契約の相手方の電子署名を確認し、電子署名を行う。

(契約図書の誤謬訂正)

第7条 電子署名後に誤字や脱字が判明するなど、契約図書の誤謬訂正が必要な場合は、書面により覚書を作成し、市長と契約の相手方の双方で記名押印する。

(契約締結後の書類の授受)

第8条 契約締結後に授受する様式等のうち市長が指定したものについては、電子契約システムにアップロードするものとする。

(契約履行完了後の処理)

第9条 契約の履行が完了したときは、市長及び契約の相手方の双方で電子契約システムの履行完了処理を行うものとする。

(契約図書等の保管)

第10条 電子契約における契約図書の正本は、電子契約システムに保管される契約図書とする。

2 契約図書の他、電子契約システムにおいて授受した書類は、電子契約システムにおいて、契約期間の終了日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日を起算日とし、10年間保管する。

(書類提出に係る留意事項)

第11条 契約の相手方は、次の各号に掲げた事項に留意して適正な契約図書等を提出しなければならない。

- (1) 契約図書等への電子署名は、電子契約システムにアップロードされた契約図書等の内容を確認の上行うこと。
- (2) 呉市契約規則、呉市建設工事執行規則及び契約約款等で定められた期限までに手続等を完了すること。

(契約の相手方側のサービス障害時の対応方針)

第12条 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、契約の相手方が電子契約システムによる契約が出来ないことが判明した場合は、紙契約への移行等の措置を講じるものとする。なお、紙契約への移行等の措置を講じる場合は、必要な事項をホームページ、電子契約シス

テム、電子メール、電話、FAX等のいずれかの方法により契約の相手方に連絡するものとする。

(呉市側のサービス障害時の対応方針)

第13条 呉市側のネットワークなどに障害が発生し、契約手続き等を行うことができない場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、紙契約への移行などの措置を講じるものとする。この場合、電子契約システム以外のいずれかの方法（電子メール、電話、FAX等）により契約の相手方に必要な事項を連絡するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、電子契約の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に行った呉市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第25条第2項の規定による通知に係る契約については、なお従前の例による。

電子契約意向確認書

年 月 日

呉 市 長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次の案件に係る契約手続きについて、電子契約を希望します。

工事（業務）名：_____

※ この様式の提出により、建設工事等の広島県電子契約サービス利用者基本規約に同意したものとします。
また、建設工事請負契約の場合は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

1 契約保証金の納付方法（※ 契約保証を要する場合のみ）

	契約保証金（現金）の納付
	金融機関の保証
	保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）の保証
	公共工事履行保証証券による保証
	履行保証保険契約の締結
	その他（ ）

※ 契約保証を要する場合は、選択する納付方法の欄に○を記入してください。

2 契約締結希望日

令和 年 月 日

※ 落札決定から7日（土日祝日及び12/29～1/3、4/30～5/2を除く。初日参入。以下同じ。）以内の日付でご記入ください。

※ 空欄の場合、落札決定から7日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

3 電子署名承認用メールアドレス

@

※ 電子署名の承認のために発行されるワンタイムパスワードの送付先メールアドレスをご記入ください。

◎ ワンタイムパスワードの送付以外の電子契約システムからのお知らせ（電子署名の依頼等）は、資格審査システムに登録されたメールアドレス（契約締結を行う営業所等のメールアドレス）に送付させていただきます。

※提出先 呉市財務部契約課 メール：keiyaku@city.kure.lg.jp F A X : (0823)32-6978

電子契約意向確認書（JV用）

年 月 日

呉 市 長 様

共同企業体名
(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次の案件に係る契約手続きについて、電子契約を希望します。

工事（業務）名：_____

※ この様式の提出により、建設工事等の広島県電子契約サービス利用者基本規約に同意したものとします。
また、建設工事請負契約の場合は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

1 契約保証金の納付方法（※ 契約保証を要する場合のみ）

	契約保証金（現金）の納付
	金融機関の保証
	保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）の保証
	公共工事履行保証証券による保証
	履行保証保険契約の締結
	その他（ ）

※ 契約保証を要する場合は、選択する納付方法の欄に○を記入してください。

2 契約締結希望日

令和 年 月 日

※ 落札決定から7日（土日祝日及び12/29～1/3、4/30～5/2を除く。初日参入。以下同じ。）以内の日付でご記入ください。

※ 空欄の場合、落札決定から7日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

3 電子署名承認用メールアドレス

代表者	@
構成員①	@
構成員②	@

※ 電子署名の承認のために発行されるワンタイムパスワードの送付先メールアドレスをご記入ください。

◎ ワンタイムパスワードの送付以外の電子契約システムからのお知らせ（電子署名の依頼等）は、資格審査システムに登録されたメールアドレス（契約締結を行う営業所等のメールアドレス）に送付させていただきます。

※提出先 呉市財務部契約課 メール：keiyaku@city.kure.lg.jp F A X : (0823) 32-6978

契約約款の一部改正について

電子保証に対応するため、以下の約款に電子保証の取扱いに関する規定を追加します。

- ・ 呉市建設工事請負契約約款
- ・ 呉市建設コンサルタント等業務委託契約約款
- ・ 呉市工事監理業務委託契約約款

【改正日】

令和8年10月1日